通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日令和7年11月5日正午以降
- 2 場所 上記組合の組合員が従事する別記の職場
- 3 要求事項 年末一時金等

令和7年10月30日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別記

伊予商運株式会社(東京都、愛知県、大阪府、愛媛県、福岡県)